

# 第8次鋸南町障害福祉計画・第4次鋸南町障害児福祉計画策定業務委託 仕様書

## 1. 業務名

第8次鋸南町障害福祉計画・第4次鋸南町障害児福祉計画策定業務委託

## 2. 業務実施期間

契約締結の翌日から令和9年3月19日まで

## 3. 目的

国や県の障害者福祉施策の動向、鋸南町の障害者をめぐる環境やニーズの変化を把握し、第7次障害福祉計画・第3次障害児福祉計画の見直しを行い、鋸南町における新たな障害者施策の基本的方向・実施施策や障害福祉サービスの目標量を定める第8次鋸南町障害福祉計画・第4次鋸南町障害児福祉計画を策定することを目的とする。

## 4. 業務内容

### (1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

障害福祉をめぐる施策動向、鋸南町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障害者(児)の現況動向及びサービスの利用状況等について、鋸南町事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

### (2) アンケート調査の実施支援

計画対象者における福祉ニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、結果をとりまとめる。

受託者は、調査票の設計及び調査票の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、回収結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果報告書を取りまとめる。対象者の抽出、宛名ラベルの作成は鋸南町が行う。アンケートの発送は受託者が行い、郵送費についても受託者が負担する。また、訪問聞き取りは受託者と協議する。  
(回収率 50%見込み)

#### 【アンケート調査の実施概要】

調査対象	65歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
サンプル数	150票
調査方法	郵送又は訪問聞き取り
調査票種類数	1種
集計方法	単純集計、障害種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

- (3) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ  
現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。  
また、(1)及び(2)の分析結果等も踏まえて課題をとりまとめ、新たな計画において、重点的に取り組む事項等を検討する。
- (4) 障害福祉サービスの推進方策の検討  
計画対象者数を推計し、障害福祉サービス等の各年度における見込量を算定し、確保策の検討を行う。
- (5) 計画骨子案・素案の作成  
課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。
- (6) パブリックコメントの実施支援  
計画素案についてのパブリックコメントを鋸南町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。
- (7) 計画策定委員会の運営支援  
計画内容を審議するために設置される計画策定委員会(3回開催予定)の運営について、会議資料(原データ)を作成、出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。
- (8) 障害者福祉施策に係る先進事例の提供  
計画策定に伴う各検討組織及び鋸南町において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、団体名・人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・総事業費・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を約 30 件程度、提供すること。
- (9) 障害者福祉施策に関する情報提供支援  
障害者福祉に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国及び県の方針に鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣府(こども家庭庁)等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して鋸南町に提供するとともに、計画書案への反映を検討する。
- (10) 打合せ協議等  
本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面(打合せ記録簿等)に記録し、相互に確認することとする。  
なお、業務責任者又は業務担当者は月 1 回以上の頻度で鋸南町を訪問し、本業務の

進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

## 5. 成果品

(1) アンケート調査報告書

(2) 計画書

A4 版・1 色刷りダイレクト印刷・表紙レザック・本文上質紙・100 頁・50 部

(3) 情報提供資料一式

(4) (1)～(3)の電子データ一式

## 6. 納期等

(1) 納期 令和9年3月19日(金)

(2) 納入場所 鋸南町保健福祉課

〒299-1902 千葉県安房郡鋸南町保田 560 番地

## 7. 個人情報の保護

本業務の遂行にあたり個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 8. その他

(1) 仕様書で明示できないものについては、必要に応じ鋸南町と協議し、決定すること。

(2) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、鋸南町と受託者による協議の上、本業務内容を変更することができる。

(3) アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託者はプライバシーマークの認証を取得していること。